

海外渡航中に治療を受けたとき（海外療養費の支給）

海外で病気やけがで医療を受けたとき、支払った医療費の一部が審査で認められれば払い戻される場合があります。

注意点

- ・治療目的で渡航した場合は対象となりません。
- ・交通事故やけんかなど第三者行為や不法行為に起因するけが・病気は対象となりません。
- ・診療を受けた方が帰国してから申請してください。
- ・渡航、翻訳文、医療機関、受診の確認等に時間がかかりますので、支給・不支給の決定までには期間がかかることをご了承ください。
- ・申請書に添付するため、パスポートの写しをとらせていただきますのでご了承ください。

※昨今、海外療養費の不正請求が増加していることから海外療養費の審査を強化しています。不正請求の疑いがあるもの、不正請求と判明したものは警察と連携して厳正な対応を行います。

必要書類等

- ①療養費支給申請書（25号様式）
- ②海外で診療を受けた内容のわかるもの（診療内容明細書）
- ③様式A（診療内容明細書を翻訳したもの）
- ④海外で診療を受けた領収書
- ⑤様式B（領収書を翻訳したもの）
- ⑥海外療養費に関わる同意書
 - ・パスポート
 - ・被保険者証
 - ・振込口座のわかるもの（通帳等）
 - ・印鑑（スタンプ印は不可）